

令和6年神審第17号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月23日11時50分

和歌山県沖ノ島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

総 ト ン 数 5.5 トン

登 録 長 9.54 メートル 11.30 メートル

機関の種類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 295 キロワット 279 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を設け、同室右舷側に舵輪、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置等を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人5人を同乗させ、全員が救命胴衣を着用し、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備え、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和5年11月23日06時30分大阪府泉南郡岬町の係留地を発し、同府深日港沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分釣り場に到着し、移動しながら釣りをを行い、11時07分和歌山県地ノ島北方沖合の釣り場を発進し、沖ノ島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、目的の釣り場に到着し、11時49分友ヶ島灯台から270度（真方位、以下同じ。）380メートルの地点で、船首を南西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a受審人は、同乗者を船首部甲板及び操舵室にそれぞれ2人ずつ配し、自身は他の1人と船尾部甲板で釣りの準備を行い、11時49分半前示漂泊開始地点で、船首が225度を向いていたとき、左舷船首19度100メートルのところにBを視認することができ、そのままの針路を保てば、自船と右舷を対し約20メートル隔てて無難に航過する態勢であったBが、自船に向けて近距離のところで針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、釣りの準備をする

ことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B に対して避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、11時50分僅か前同乗者の叫び声を聞いて左舷方を見たところ、左舷至近に迫った同船を認めたものの、どうすることもできず、11時50分友ヶ島灯台から270度380メートルの地点において、Aは、船首が225度を向いたまま、その左舷船尾部にBの左舷船首部が前方から9度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を設け、同区画右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機等を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日10時00分和歌山県和歌山下津港の係留地を発し、同県田倉埼西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、10時30分釣り場に到着し、移動しながら釣りを行ったものの、釣果がなく、11時30分沖ノ島南方沖合の釣り場を発進し、同島西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、同乗者1人を左舷船首部甲板に、他の1人を左舷船尾部甲板にそれぞれ配し、自身は舵輪後方の椅子に腰掛けて、魚群探知機を見ながら操船に当たり、11時48分半僅か前友ヶ島灯台から237度570メートルの地点で、針路を013度に定め、機関回転数を毎分800とし、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）

で、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、目的の釣り場に向けるため針路を右に転じることとし、11時49分半友ヶ島灯台から258.5度430メートルの地点に達したとき、右舷船首13度100メートルのところにAを視認することができ、同船が同じ方向を向いてほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、このままの針路を保てば、Aと無難に航過する態勢であったが、転針方向を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに向けて近距離のところで針路を026度に転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、b 受審人は、Aに向首したまま続航し、11時50分僅か前同乗者の叫び声を聞いて前方を見たところ、船首至近に迫った同船を認め、右舵一杯をとったものの、及ばず、Bは、船首が036度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船尾部ブルワークに割損等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。

(航法の適用)

本件は、沖ノ島西方沖合において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法が適用される瀬戸内海であるものの、同付近は同法第1条第2項に規定される適用除外海域に当たることから、海上交通安全法の適用はなく、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、沖ノ島西方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAに向けて近距離のところで針路を転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、沖ノ島西方沖合において、釣り場に向けて針路を転じる場合、転針方向の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、転針方向を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のAに気付かず、同船に向けて近距離のところで針路を転じ、Aに対して衝突の危険を生じさせて進行して同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、沖ノ島西方沖合において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りの準備をすることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向けて近距離のところで針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近するBに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月11日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治